

新型コロナウイルス感染症に係る町内小中学校の臨時休業について  
(令和3年6月4日)

嘉手納町教育委員会

6月3日、沖縄県は新型コロナウイルスの感染者が急増し医療体制が逼迫している状況等を踏まえ、県立学校に6月7日(月)から6月20日(日)までの約2週間を原則として休校にすると発表しました。

これを受け、本町では、町長と教育長との間で調整を行い、今後の対応方針を下記のとおりとする。

記

1 各小中学校の臨時休業について

- (1) 町内の小中学校は6月8日(火)から6月20日(日)までを臨時休業とする。
- (2) 幼稚園については、保育所と同じく登園自粛とし、休園しない。
  - ※ 感染の状況によっては期間を変更することもある。
  - ※ 小学校低学年の児童については、家庭の状況により預かり手がいない場合は、臨時休業中も登校可能とし、学校(午前・昼食・午後)で預かる。  
なお、保護者から相談がある場合は、3年生以上の児童についても学校で預かる。

2 留意点

- (1) 手洗い、咳エチケット等の感染予防を継続する。
- (2) 休業の目的は、地域全体での感染拡大を抑えることにあることから、児童生徒は自宅待機とし、不要不急の外出は控える。
- (3) 部活動(スポーツ少年団活動を含む)は休止とする。
- (4) 休業期間中は、児童生徒の公共施設(図書館、児童館、マルチメディアセンター、体育施設など)への立ち入りを制限する。
- (5) 休業中の連絡・周知等は、広報マイクやメーリングサービス、学校HP等を活用します。ご確認をお願いします。
- (6) 感染が疑われる場合、感染した場合の対応については各関係機関への相談や指示を受ける。
- (7) 休業期間中であっても職員は出勤しています。緊急な相談等がある場合はご連絡ください。